

いじめ事象生起時の対応について

いじめとは、「学校の内外を問わず、児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義されています。

☆個々の行為がいじめにあたるかどうかは、表面的・形式的に判断せず、いじめられた子どもの立場に立って行う必要があります。

☆いじめは、「どの学校園でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを十分に認識しておくことが重要です。

★ページ数は、大阪府教育委員会発行「いじめ対応プログラムⅠ」に対応

対応の流れ

①発覚 (P.12)

1. 校内緊急体制

- (1) 迅速な対応
- (2) 共通認識と情報等の共有化
- (3) 管理職も含めた学校全体としての取組み

②状況把握と迅速な対応 (P.14)

1. いじめを受けている子どもへの聴き取り・ケア

- (1) 共感と安心
- (2) 発達段階に配慮した丁寧な聴き取り

2. いじめに関わっている子どもへの聴き取り (アンケート含む)

- (1) 正確な事実確認
- (2) 相手の心の痛みを理解
- (3) 加害の子ども背景や課題を把握
- (4) 「観衆」「傍観者」への対応

3. 障がいのある子どもの状況把握と対応

- (1) 教職員間の連携と情報共有
- (2) 家庭との積極的な連携

4. 保護者への対応

- (1) 被害の子ども保護者対応
- (2) 加害の子ども保護者対応

5. 的確な見立てと迅速な対応

- (1) 的確な見立て
- (2) 迅速な対応
- (3) SC、SSW との連携

③子ども・保護者へのサポートと集団づくり (P.34)

1. 子どもへの継続的なサポート(救済と回復)

- (1) 被害の子どもへの継続的な声かけや見守り
- (2) 加害の子ども背景をふまえた指導と支援
- (3) 全ての子どもを含めたいじめのない学校づくり

2. 保護者への継続的なサポートと協力

- (1) 被・加害双方の保護者の不安への配慮と協力関係の継続

3. 学級集団づくり

- (1) 学校全体での取組み
- (2) 一人ひとりの良さを理解
- (3) 信頼関係の構築

④事象の教訓化と再発防止 (P.38)

1. 事象の教訓化と人権教育の推進

- (1) 今までの人権教育の見直し
- (2) 自他の大切さを認められる教育活動
- (3) 校内研修等の改善と推進

対応のポイント

- ☆「いじめは絶対許さない」という姿勢を全教職員で確認する。
- ☆担任の先生が一人で抱えるのではなく、役割分担をするなど、学年・学校がチームとして対応する。

- ☆被害の子どもに、「よく話してくれたね」「あなたは悪くないよ」「早く気付かなくてごめんね」というメッセージを伝える。
- ☆「いつ、どこで、誰に、何をされた」を時系列で記録し、内容を子どもにも確認する。

- ☆関わっている子どもへの聞き取りは、個別に行う。
- ☆加害の子どもに聞き取る際、安易な責める場にはしない。
- ☆「観衆」「傍観者」が、いじめを拡大・容認することに気づかせる。「観衆」「傍観者」も、いつ自分が被害を受けるか、教職員が助けてくれるのかについて不安を感じていることがある。
- ☆事象を通して、教職員も子どもたちと学ぶことを示す。
- ☆保護者とは対面による相談を原則とする。電話やメールだけでは事実や思いが十分伝わらず、トラブルをまねく可能性が高い。
- ☆保護者の思いを十分に聞き取ることを最優先に行う。その後、内容を整理・要約し確認する。
- ☆加害の子ども保護者に対応する際、子どもの将来にとって大切な姿勢を身につけられる機会とする視点が大切である。

- ☆被害を受けた子どもに、いつでも相談に来るように伝える。
- ☆子どもの成長を願う視点を持って、被害・加害双方の保護者に定期的に連絡する。
- ☆日常的な子どもたちの会話には、さまざまな背景が反映されているので、教職員のアンテナを張り続ける。
- ☆さまざまな活動を通じて、人権が確立された学校づくりをめざす。

- ☆これまでの学校のあり方を検討する。
(学校・学級経営、生徒指導、特別支援教育等)
- ☆子どもたちが望ましい人間関係づくりができる力を身につけられるよう計画的に取り組む。

校内いじめ対策会議等の開催
教育委員会への報告及び連携